

## 国立大学法人和歌山大学教職員再雇用規程

制 定 平成18年 3月17日  
 法人和歌山大学規程第 479号  
 最終改正 令和 7年 3月 6日

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第1条第4項に規定する再雇用教職員の就業に関し、必要な事項を定める。

2 この規程に定めるもののほか、再雇用教職員の就業に関する事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 再雇用教職員の種類は、一般再雇用教職員及び定年前再雇用短時間勤務教職員とし、その定義は以下の各号の定めるところによる。

（1）一般再雇用教職員 法人和歌山大学規程第2693号附則第2項の規定の適用を受ける者のうち、定年退職後又は定年前再雇用短時間勤務教職員の任期満了後に引き続いて、第14条第1項第1号に定める定時勤務教職員又は同第2項に定める短時間勤務教職員として雇用される者

（2）定年前再雇用短時間勤務教職員 法人和歌山大学規程第2693号附則第2項の規定の適用を受ける者のうち、満60歳に達した日以後における最初の4月1日以後定年前に退職し、引き続いて第14条第1項第2号に定める短時間勤務教職員として雇用される者

## (遵守遂行)

第3条 国立大学法人和歌山大学及び再雇用教職員は、それぞれの立場でこの規程を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

## (再雇用)

第4条 再雇用は、教職員の意向により行うものとする。

2 一般再雇用教職員の任期の末日は、再雇用の日以後における最初の3月31日までとし、定年前再雇用短時間勤務教職員の任期の末日は、就業規則第34条及び法人和歌山大学規程第2693号附則第2項に定める定年に達した日以後における最初の3月31日までとする。

3 再雇用教職員には、試用期間を設けないものとする。

4 再雇用及び次条の規定による任期の更新をする場合には、労働条件を明らかにした労働条件通知書を交付するものとする。

## (任期の更新)

第5条 一般再雇用教職員の任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

## (同意)

第6条 前2条の規定により、再雇用又は再雇用の任期の更新（以下「再雇用等」という。）をする場合にはあらかじめ教職員の同意を得なければならない。

2 前項の同意は、原則として書面をもって行うものとするが、再雇用等前の適切な時期に行う意向調査等、何らかの形で教職員が、再雇用等を希望する旨を確認することができる場合は、同意の書面に代えることができる。

## 教職員再雇用規程

(任期の末日)

第7条 第5条の任期の更新については、一般再雇用教職員の年齢が65歳に達する日以後における最初の3月31日を超える更新はしない。

(退職)

第8条 再雇用教職員が次の各号の一に該当した場合には退職とする。

- (1) 任期が満了した場合
- (2) 次条の規定による退職の承認を得た場合
- (3) 死亡した場合

(自己都合による退職)

第9条 再雇用教職員は、任期中自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の30日前までに学長に文書をもって願い出なければならない。なお、30日前までに提出できない場合であっても14日前までに提出しなければならない。

(当然解雇)

第10条 再雇用教職員が禁錮以上の刑に処せられた場合は、解雇する。

(その他の解雇)

第11条 再雇用教職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 業務上やむを得ない都合による場合

(解雇予告)

第12条 前条の規定により再雇用教職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支払うものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職証明書)

第13条 学長は、退職又は解雇された者（解雇の予告を受けた者を含む。）が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 退職証明書の記載事項等については、教職員の例に準じて取り扱う。

(勤務時間)

第14条 再雇用教職員の勤務時間は、次の各号に定める範囲内とする。

- (1) 定時勤務教職員の勤務時間は、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇規程（以下「教職員勤務時間等規程」という。）第3条及び第4条を準用する。
- (2) 短時間勤務教職員の勤務時間は、1日につき7時間45分、1週間ににつき15時間30分から31時間の範囲内で再雇用等時に雇用通知書により各人に明示するものとする。

2 再雇用教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

3 業務上の必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が1日7時間45分を超えない範囲で、また、休憩時間が所定の時間を下回らない範囲で、始業、終業及び休憩の時刻を変更することができる。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第15条 通常の勤務場所以外での勤務については、教職員勤務時間等規程第6条の規定を準用する。

## (時間外・深夜・休日勤務)

第16条 時間外、深夜及び休日勤務については、労働基準法第36条の規定に基づく労使協定が締結された場合において、教職員勤務時間等規程第7条を準用する。

## (非常災害時の勤務)

第17条 災害その他の避けることのできない事由によって勤務の必要がある場合は、教職員勤務時間等規程第8条の規定を準用する。

## (休日)

第18条 休日は、教職員勤務時間等規程第9条を準用する。

## (休日の振替、代休)

第19条 前条に規定する休日に勤務することを命じた場合の振替及び代休については、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則第3条及び第4条の規定を準用する。

## (休暇)

第20条 再雇用教職員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び代替休暇とし、取扱いについては、教職員勤務時間等規程第15条から第21条の2までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務教職員の一の年（1月1日から12月31日までの一暦年）における年次有給休暇の日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である短時間勤務教職員にあっては別表第1の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、上記以外の短時間勤務教職員にあっては別表第2の下欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。

3 第1項の規定にかかわらず、短時間勤務教職員に対する年次有給休暇の付与単位は、1日とする。

## (育児休業、育児短時間勤務又は育児時間)

第21条 再雇用教職員は、学長に申し出て育児休業、育児短時間勤務又は育児時間取得することができる。

2 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間の対象者、期間及び手続等の必要事項については、国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則による。

## (介護休業又は介護時間)

第22条 再雇用教職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業又は介護時間を取得することができる。

2 介護休業又は介護時間の対象者、期間及び手続等の必要事項については、国立大学法人和歌山大学教職員介護休業等細則による。

## (自己啓発等休業)

第22条の2 再雇用教職員は、自己啓発等休業をすることができない。

## (配偶者同行休業)

第22条の3 再雇用教職員は、配偶者同行休業をすることができない。

## (給与の種類)

第23条 再雇用教職員の給与は、俸給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。ただし、第2号中超過勤務手当及び休日手当については、第16条の労使協定が締結された場合とする。

## 教職員再雇用規程

- (1) 奉給には、奉給の調整額及び教職調整額を含む。
- (2) 諸手当は、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、超過勤務手当、休日手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給与の支払・支給)

第24条 再雇用教職員に対する給与の支払及び支給に関しては、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）に定める教職員の例によるものとする。

### (俸給月額の決定)

第25条 定時勤務教職員の俸給月額は、その者の教職員の区分及び職種の別に応じ適用される俸給表並びにその者の職務内容に応じ定める職務の級に対応する別表第3に掲げる額とする。

2 短時間勤務教職員の俸給月額は、前項の規定の例による俸給月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を定時勤務教職員の1週間当たりの勤務時間である38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

### (昇給)

第26条 再雇用教職員は、昇給しない。

### (定時勤務教職員の諸手当)

第27条 定時勤務教職員に対する諸手当の支給に関しては、次の各号に掲げる場合を除き、給与規程に定める教職員の例によるものとする。

- (1) 義務教育等教員特別手当の月額は、その者に適用される俸給表、その者の属する職務の級に対応する別表第4に掲げる額とする。
- (2) 期末手当基礎額は、第23条第1項に規定する俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とし、支給割合は、100分の70とする。
- (3) 勤勉手当基礎額は、第23条第1号に規定する俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とし、成績率は、100分の48を標準とする。

### (短時間勤務教職員の諸手当)

第28条 短時間勤務教職員に対する諸手当の支給に関しては、次の各号に掲げる場合を除き、給与規程に定める教職員の例によるものとする。

- (1) 奉給の調整額は、給与規程第13条の規定による額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (2) 通勤のため交通用具等を使用する短時間勤務教職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない短時間勤務教職員に対する通勤手当の月額は、通常の場合の月額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- (3) 単身赴任手当の月額は、給与規程第22条の規定による額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (4) 超過勤務手当の支給割合は、正規の勤務時間が割り振られた日（休日給が支給される日を除く。）における正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間

とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、それが個別契約の時間を超えていた場合であっても、100分の100（深夜の場合は100分の125）とする。

- (5) 義務教育等教員特別手当の月額は、前条第1号の規定の例による額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (6) 期末手当基礎額は、第25条第2項に規定する俸給月額、第1号に規定する俸給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、支給割合は前条第2号を準用する。
- (7) 勤勉手当基礎額は、第25条第2項に規定する俸給月額、第1号に規定する俸給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、成績率は前条第3号を準用する。

(端数の処理)

第29条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職手当の不支給)

第30条 再雇用教職員には、退職手当を支給しない。

(就業規則の準用)

第31条 この規程に定めのない事項は、就業規則を準用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第7条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成18年4月1日～平成19年3月31日	62年
平成19年4月1日～平成22年3月31日	63年
平成22年4月1日～平成25年3月31日	64年

- 3 当分の間、第25条の規定に関わらず、各俸給表の職務の内容に応じ定める級については、退職前に適用されていた俸給表に応じて、次の表に掲げる級とする。

俸給表等	職務の級
一般職俸給表 (一)	4級
一般職俸給表 (一)	特に困難な業務
	困難業務
	一般業務
一般職俸給表 (二)	2級
教育職俸給表 (一)	1級
教育職俸給表 (二)	1級
教育職俸給表 (三)	1級
医療職俸給表 (一)	2級
医療職俸給表 (二)	1級

## 教職員再雇用規程

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第758号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第915号）

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月12日一部改正：法人和歌山大学規程第932号）

この改正規程は、平成21年6月12日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成21年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第977号）

この改正規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第997号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1157号）

この改正規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人和歌山大学教職員再雇用規程第27条第3号及び第28条第6号の規定の平成22年12月における適用については、第27条第3号中「100分の32.5」とあるのは「100分の30」と、第28条第6号中「100分の32.5」とあるのは「100分の30」とする。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1321号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1572号）

この改正規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1601号）

1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1744号）

この改正規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1830号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1878号）

この改正規程は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1948号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2025号）

この改正規程は、平成30年1月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2026号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2106号）

この改正規程は、平成31年1月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2107号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2211号）

この改正規程は、令和元年11月20日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2362号）

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和3年11月17日一部改正：法人和歌山大学規程第2379号）

この改正規程は、令和3年11月17日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2427号）

1 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第27条第2号の改正及び附則第2項については、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（第208回国会）」が成立し、施行される日から施行する。

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の教職員再雇用規程第27条第2号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、72.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2486号）

この改正規程は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2487号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2690号）

この改正規程は、令和5年12月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2715号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2797号）

この改正規程は、令和7年3月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2802号）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

教職員再雇用規程

別表第1 (第20条関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超えて2月に達するまでの期間	2月を超えて3月に達するまでの期間	3月を超えて4月に達するまでの期間	4月を超えて5月に達するまでの期間	5月を超えて6月に達するまでの期間	6月を超えて7月に達するまでの期間	7月を超えて8月に達するまでの期間	8月を超えて9月に達するまでの期間	9月を超えて10月に達するまでの期間	10月を超えて11月に達するまでの期間	11月を超えて12月に達するまでの期間
1週間の勤務日の日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第2 (第20条関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超えて2月に達するまでの期間	2月を超えて3月に達するまでの期間	3月を超えて4月に達するまでの期間	4月を超えて5月に達するまでの期間	5月を超えて6月に達するまでの期間	6月を超えて7月に達するまでの期間	7月を超えて8月に達するまでの期間	8月を超えて9月に達するまでの期間	9月を超えて10月に達するまでの期間	10月を超えて11月に達するまでの期間	11月を超えて12月に達するまでの期間
1週間当たりの勤務時間	30時間を超えて31時間以下	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	29時間を超えて30時間以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	15日
	28時間を超えて29時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	9日	10日	11日	12日	14日	15日
	27時間を超えて28時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	14日
	26時間を超えて27時間以下	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	14日
	25時間を超えて26時間以下	1日	2日	3日	4日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	24時間を超えて25時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	23時間を超えて24時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	22時間を超えて23時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	21時間を超えて22時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日	11日
	20時間を超えて21時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	19時間を超えて20時間以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日
	18時間を超えて19時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	7日	8日	9日	10日
	17時間を超えて18時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	9日
	16時間を超えて17時間以下	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	7日	8日	9日
	15時間30分以上16時間以下	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	8日

別表第3（第25条関係）

職務の級 俸給表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般職俸給表 (一)	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700
一般職俸給表 (二)	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800	—	—	—	—	—
教育職俸給表 (一)	240,100	288,000	299,000	321,200	406,100	541,500	—	—	—	—
教育職俸給表 (二)	238,500	279,100	336,600	421,900	—	—	—	—	—	—
教育職俸給表 (三)	229,700	276,000	330,000	411,900	—	—	—	—	—	—
医療職俸給表 (一)	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400	—	—
医療職俸給表 (二)	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600	—	—	—

別表第4（第27条関係）

職務の級 俸給表	1級	2級	3級	4級
教育職俸給表 (三)	8,000	9,700	12,800	16,300
教育職俸給表 (二)	8,000	9,700	12,800	16,300